

電話診察での処方箋発行

「インフルエンザ流行期」と「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に合わせ、電話診察での処方箋発行を臨時で行ないます。主治医が「病院での診察が必要」と判断した場合は、処方箋の発行は出来ませんので、診察にご来院ください。

対面診察の際にかかりつけ医に希望を伝え、電話診察の予約を取って下さい。(電話では予約は出来ません)

【電話診察で処方箋発行の対象となる方】

●当院に慢性疾患等で定期受診されている患者様のうち、「電話診察についての説明と診療方針」の同意書をお持ちの方。

●院外処方箋でお薬をもらい、継続治療されている患者様。

(インスリン製剤をはじめとする自己注射など、病院内からのお薬をもらわれない方)

※対象となるお薬は、医師と予め決めたお薬のみであり、電話診察によるお薬の追加は行えません。

【電話診察の流れ】

①対面診察時に電話診察を希望する旨を診察医師にお伝えください。

医師から説明を受け同意書を記入提出し、電話診察の予約を取って下さい。

②予約日に体調がすぐれないなど症状に変化があった際は、当院（関越病院）へ電話連絡を行い、スタッフの指示に従って下さい。問題がない場合は、予約時間までお待ち下さい。

③予約時間に主治医より同意書の電話番号へお電話（TEL：049-227-3680）致します。

診察の状況によりお電話をかける時間が前後する場合があります。

「診察券」「予約票」「お薬手帳」をお手元に用意し、通話が出来るようにご準備下さい。

④電話による診察後、主治医が院外処方箋を発行致します。

当院から同意書に記載された調剤薬局に処方箋のFAXを行い、調剤の依頼をします。

⑤患者様は調剤薬局へFAXによる調剤依頼があった旨を確認し、受取日時を相談して下さい。

お薬を受け取られる際は、処方医・処方内容を必ず確認して下さい。

⑥院外処方箋については、当院から薬局へお渡ししますので、受け取りに来院する必要はありません。

また、精算（お会計）時にお渡しすることはありません。

⑦電話診察によるお会計は、次回再診日又は来院時に精算をお願いします。